

## 公益法人移行に伴う役員の任期について

### 1. 移行後の役員には誰が就任するのか

民法法人（現状は特例民法法人）の役員（理事・監事）が一般法人法上の役員とみなされていることから、今回選出される役員（理事、監事）が、移行後の役員として自動的に継続して務めることとなる。：整備法 48 条1項

### 2. 旧法と新法をまたぐ役員の選出

平成 21・22 年度役員（理事、監事）の任期満了に伴い、現行寄付行為（含む連盟役員選出規程ならびに理事会決議）に基づき、平成 23・24 年度の役員の選出選挙を実施する必要がある。

その一方、JSAF では公益財団法人への移行に向けて、下記のスケジュールを想定して申請準備を進めている。

- 平成 23 年 11 月 公益財団法人移行への申請書提出
- 平成 24 年 1 月～2 月 内閣府公益認定等委員会にて審査
- 3 月 公益法人移行許可
- 4 月 1 日 益法人移行登記

現行の「寄付行為」における役員任期は 2 年となっているため、公益法人移行が予定とおり申請が進み、登記が無事完了した場合には、今回選出される役員は、旧法から新法への移行をまたぐことになるため、任期が通常と異なる取扱となる。

### 2. 移行後の役員任期

寄付行為の任期を定款変更により理事 2 年、監事 4 年とした場合は、下記のとおり、移行後の任期満了期間が、それぞれ変更される。

- ・理事 平成 23 年 3 月～平成 24 年 6 月：1 年 3 ヶ月
- ・監事 平成 23 年 3 月～平成 26 年 6 月：3 年 3 ヶ月 ←定款変更で担保(内閣府確認済)

